平成２９年（フ）第１０５号
神奈川県藤沢市石川５丁目３番地の３　ヤマタケハイツ201
債務者　鈴木　朋子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２号
横浜市港北区日吉７丁目16番26―205号
債務者　楠木　真一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００号
神奈川県海老名市中新田３丁目31番14―103号
債務者　福永　正和
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
横浜市神奈川区神之木台１番27号　丸菱ロイヤルハイム神之木台103号
債務者　佐藤　秀光
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３号
神奈川県鎌倉市高野19番地18　ヴェルデ北鎌倉102
債務者　勝又　亜未
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０５号
横浜市緑区霧が丘６丁目１番１　霧が丘グリーンタウン14棟104号
債務者　星野　和央
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０８号
横浜市南区中村町１丁目59番地　サンクレストナカムラ　101号室
債務者　信濃　祐司
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９８２号
東京都府中市清水が丘３丁目37番地の３シティハイム古川202、開始決定時の住所東京都府中市白糸台１丁目22番地の２ミオカステーロ府中白糸台201
破産者　林　　大治
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１７号
福岡市中央区今泉１丁目９番地19号
破産者　株式会社プリミカーサ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５号
石川県鳳珠郡能登町越坂５字７番地
破産者　株式会社Ｈ＆Ｈ
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第４号
兵庫県たつの市神岡町追分436番地の77
破産者　うずらミニゴルフ株式会社
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８１号
神戸市兵庫区築地町54番地
破産者　株式会社サンオーシャン
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９８号
埼玉県草加市旭町６丁目１番22―403号
破産者　有限会社ケーズコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５７９号
埼玉県越谷市東町５丁目40番地２
破産者　有限会社田村工務店
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地28号棟307号室、旧住所埼玉県八潮市大字新町172番地　フロラシオン104
破産者　澤木　　勉
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
山梨県北杜市明野町上神取1558番地４
破産者　ケアリソート株式会社
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1543番地
破産者　株式会社ＳＤＩ
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下２番地15
破産者　有限会社大川仕出し店
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０号
秋田市仁井田本町６丁目１番７号
破産者　有限会社蕗友社
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部